

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年二月十四日

奈良県人事委員会委員長 松村二郎

奈良県人事委員会規則第十四号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年三月奈良県人事委員会規則第十六号

）の一部を次のように改正する。

別表第二第十七項中「七月から九月の」を「うち、任命権者が定める」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。